犯罪被害者等支援の流れ

犯　罪　被　害　者　等

- 警察に被害届を出したくない
- 直接支援してほしい
- 被害届を出したい
- 犯人を捕まえてほしい
- 処罰してほしい
- どこに相談したらいいか解らない
- 話を聞いてほしい

三　者　が　連　携

警　　察

・総合相談窓口のほか被害者のニーズに応じた相談窓口の設置（犯罪被害者ホットライン、レディースダイヤル、ヤングテレホン等）
・専門員によるカウンセリングの実施　等

知事部局
（犯罪被害者等支援相談窓口）

・専任の相談員による電話相談、面接相談
・総合的なコーディネート（庁内関係課、関係機関の調整）　等

被害者支援センター

・支援員による電話相談、面接相談
・被害者支援センターによる支援を希望する方への付添い（病院、警察の事情聴取や届出、刑事裁判、裁判の傍聴、証言、意見陳情の出廷時等）
・捜査を希望しない被害者等（性暴力被害者）への支援（医療費、弁護士相談）　等

- 再被害に遭わないか不安
- 加害者がどうなったか知りたい
- 精神的につらい
- 体調が悪い
- 自宅から避難したい
- 転居したい
- 生活資金に困っている
- 進学の資金に困っている
- 受けられる福祉制度や手続きが解らない
- 子育てのサポートを受けたい
- こどもを預けたい
- 医療処置を受けたい
- 損害賠償請求をしたい
- 法的なアドバイスを受けたい

加害者の情報	心身の健康問題	住居の問題	経済的な困窮	福祉制度	子育てに伴う問題	医療費の負担	法律相談
検察庁、裁判所等（被害者連絡制度、再被害防止のための釈放予定等の通知、公判記録の閲覧等）	心理カウンセラー、精神保健福祉センター等（心理カウンセリング等）	県担当課、一時保護施設等（県営住宅優先入居、一時保護等）	市町村、社会福祉協議会等（遺族年金、貸し付け、給付金、等）	市町村、社会福祉協議会等（障害者手帳の交付、年金受給、高齢者・障害者のホームヘルプサービス）	市町村、児童相談所等（子育ての悩み、一時預かり、子育て支援等）	協力医療機関等（処置、証拠採取等）	法テラス・弁護士会等（無料の法律相談等）

資料２